

## 人材育成事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜田・江津地域を支える人材の育成のため、研修会等の受講に要する費用の一部を助成することにより、会員企業の人材育成を支援することを目的とする。

### (助成金額等)

第2条 助成の対象は、人材育成のための研修会等の受講料及びテキスト代とし、各年度の助成金額の上限は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会の会費を滞納している者については、助成しないものとする。

### (交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、人材育成事業助成金交付申請書(以下、「申請書」という。)に前条第1項に係る経費を支払ったことを証明する書類の写しを添付の上、会長に提出しなければならない。

### (助成金の交付等)

第4条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成23年12月12日から施行し、この要綱による規定は、平成23年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

従業員数	会費	助成金の上限
300人以上	20,000円	10,000円
200人以上 300人未満	18,000円	9,000円
150人以上 200人未満	15,000円	8,000円
100人以上 150人未満	10,500円	5,000円
50人以上 100人未満	7,500円	4,000円
50人未満	6,500円	3,000円